

内閣委員會議録第四十三号

昭和三十一年五月九日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 山本 象吉君
理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君
理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君
理事 宮澤 胤勇君 理事 石橋 政嗣君
理事 受田 新吉君
大坪 保雄君 北 吟吉君
薄田 美朝君 辻 政信君
床次 徳二君 福井 順一君
松浦周太郎君 栗山 博君
山本 勝市君 横井 太郎君
西ヶ久保重光君 井手 以誠君
稲村 隆一君 片島 港君
下川儀太郎君 西村 力弥君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席府政務次官

農林政務次官 大石 武一君
通商産業事務官 岩武 照彦君
(大臣官房長)

特許庁長官

井上 尚一君

委員外の出席者

農林事務官(大臣官房文書課長) 村田 豊三君
農林事務官(大臣官房総務課長) 藤原 文二君
(合開発課長) 専門員 安倍 三郎君

五月八日

委員大村清一君及び辻政信君辞任につき、その補欠として福井順一君及び松村謙三君が議長の指名で委員に選任された。

同月九日

委員松村謙三君及び林唯義君辞任につき、その補欠として辻政信君及び山本勝市君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本勝市君辞任につき、その補欠として林唯義君が議長の指名で委員に選任された。

五月八日

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五四号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

○山本委員長 これより会議を開きます。通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。受田君。

○受田委員 今度の改正の主目的であるところの特許庁の内部組織の整備で問題になることは、発明及び実用新案の審査に関する事務が増大したということになっておるが、これは実情はどのようなになっておるのかを御説明をお願いしたいと思います。

○井上政府委員 お答え申します。最近の特許実用新案の出願の状況につき

まして申し上げますと、去年、昭和三十年は、新規の出願件数について申しますれば、特許は約三万五千件でございます。それから実用新案は約六万六千件、特許庁としてはこのほかにももちろん意匠、商標といふのがございますけれども、これらを合計しますと約十四万五千件ということでございますが、なかんずく特許実用新案の最近の出願の増加は非常に顕著であります。これを戦前の昭和七年ないし十一年平均と比べてみますれば、大体特許につきましては、昭和三十年で二二〇%、すなわち二倍以上に相なっております。実用新案につきましては一六四%、すなわち六割四分の増でございます。こういう傾向と並行いたしまして、最近毎年人員の増加も続けたのであります。昭和十四、五年当時と今日の方と状況、新規の出願の状況と定員の方とについて申しますれば、新規出願が約倍になっておるのに対して、定員の方は、昭和十四、五年に比べても、今般八十名の増加になりました。なおかつ百数十名ほどの減少という状況でございます。こういう状況で、審査官をわれわれとしましては奨励して審査に精励しておるわけでございます。そういうわけで、最近の新しい特許初め実用新案がどんどん激増の傾向にあるというので、従来は審査第二部という一部でもって全体を統轄しまして、特許実用新案の審査をやつて参りましたが、どうしましても一部長だけでは全部の監督、指導が十分でないと考え

まして、今般戦前にもございました機構を考えまして、ここに審査第三部と第四部を増設をしまして、結局特許と実用新案につきましては審査第二、第三、第四との三つの部で機械的なもの、電気的なもの、それから化学関係というふうな、大体そういう分組でもって、一層審査の迅速適正を期して参りたいというのが、今般の機構改革の中心のねらいでございます。

○受田委員 行政機関職員定員法の上に現われた変動はどういうことになっておりますか。

○井上政府委員 最近の定員増加の状況を申し上げますと、昭和二十五年に特許庁の定員全部で六百五十九名、これが二十六年に六百九十五名、二十七年に六百七十七名、二十八年が七百七十九名、二十九年が七百三十五名、三十年にはこれが七百六十五名となりました。今般三十一年にはこれの八十名増加、合計八百四十五名というものが、最近の全体としましての定員の推移であります。

○受田委員 その定員の三十一年度分の八百四十五名、八十名の増員には、少し年度を越えてこの法案ができておりますが、それはどういう調整をされることになりますか。

○井上政府委員 さしあたりとしまして五十名程度を採用しまして、数カ月間の経緯、すなわち、九月、十月の候に追加しまして三十名程度の増員を考えているわけであります。

○受田委員 これは公布の日をもって施行期日とする法案だと思うのです。そうしますと、この定員法の上に現われた人員とその予算とは——今九月、十月ごろから大半を採用するようなお話でありましたが、予算の上ではその定員をどういうふうに見たわけでありましょう。

○井上政府委員 予算の関係上も時期を区切りまして定員増加を見ておる、そういうふうな組み方になっております。

○受田委員 その時期は、八十名の増員をいつから何名、いつから何名と予算の上の数字として現われておりますか。

○井上政府委員 今そのはっきりとした時期と数字につきましてはちょっと正確な記憶がございませんが、大体予算とこちらの実際の定員とが並行するような組み方になっております。言いかえれば、予算の組み方と定員の増加の方とが食い違いないようにわれわれの方では考えております。

○受田委員 そうしますと、この法律がいつから実施せられると予定して予算を組まれたのか。そして、たとえばこの法案の通過するのが今月末として、そのときに何名採用、それから十月に何名採用、こういうふうな数字がそれに伴つて予算の明瞭な数字が出るわけなんです。これを見ると法律の公布がいつになるかがまだはっきりしないので予算が立てられておるのか、あるいはもう公布があったものとして予算

が立てられておるのかわからないので、そこをはっきりしていただきたいのです。

○井上政府委員 この通産省設置法改正案は第三部、第四部というような機構の改正案でございまして、定員の増加の問題とこの機構の改正の問題とは切り離して考えてよいと思います。

○愛田委員 そうしますと、定員はすでに今年度の初めからきめてあつて、ただその間の機構を差し繰りするだけということになりますね。

○井上政府委員 おっしゃる通りでございます。すなわち、現在は第二部が非常に膨張した形になって、定員の方は増加になっておるが、機構の方が従来通りというのが現状でございます。

○愛田委員 そうしますと、長官官房の職員定数がそれぞれの部へどういふふうに分配されたのか、各部の定数を示していただきたいと思いますが。

○井上政府委員 申し上げます。三十一年度の予算定員の特許庁内部の配分の状況でございますが、官房が六十四名、それから総務部が工場をも包含しまして二百十五名、審査第一部が百六十九名、審査第二部が三百七十七名、審判部が五十一名、資料館というのが二十九名、合計八百四十五名、以上でございます。

○愛田委員 これを新しい三部、四部をお作りになられた後の配分ではどういふように考えられますか。

○井上政府委員 第三部、第四部が増設になりました場合の仕事の配分については、大体的な構想を持っておりまして、具体的な人数の配分につきましては、まだ正確な数字はきめておりません。

○愛田委員 官房を廃止して部を増設されるということになる以上は、それに伴う人員の配置が予定されなければならぬという案が私は出ないと思う。案を作つておいてからあとから適当に人員を考へるというのでなくて、この部にはどういふ仕事を持ってきて、それにどれだけの人員が必要かということ、は、当然同時に考えられて法案をお出しにならないければ、精密な法案とは言えないと思うのであります。いかがですか。

○井上政府委員 現在審査第二部には農水産、有機材料、無機材料、繊維、機械、電気、運輸建設、通信測定、日用品、そういう九課あります。今般も立法案が通過しまして、第三部、第四部の増設を見ることになりましたならば、審査第二部で農水産関係、それから機械関係、運輸建設の関係、それから審査第三部の方では無機材料、有機材料、繊維の関係、第四部が電気、通信測定、日用品というふうに現在の各課にまたがってあります事務の分担、配分につきましては、第二部、第三部、第四部の配分は予定しておりますが、大体について申し上げますれば、あまり三つの部の間に人間の不均衡、不つり合いがないように考えつつ、現在各課に所属しておりますものが、今申します事務の配分に応じて、第二部、第三部、第四部の所属といたしまして、これを審査長制度はこれを廃止しまして、これを審査長制度はこれ切りかえましたので、課という名前前は第三部、第四部にはなくなりまして、全部審査長という機構でございますが、審査第二部だけは第二、第三、第四の特許、実用新案関係の三つの部

を横断的に統轄する関係上、管理課という課を設ける予定でございます。なお定員について今まではっきり配分はきめていないと申しましたが、大体的見当は今申しましたような、この事務の配分に応じて、第二部は百十数名、第三部が九十名、第四部が百十数名、そういう配分を考えております。

○愛田委員 第三部、第四部には課長を置かない、ただ管理課が一つ統轄する意味で置かれるということでございますが、これは国家行政組織法の全般的な立場からの、課長制の廃止という政府の方針とタイアップするものでうか。あるいはあなたの方で今度別に考えられた問題ですか。

○井上政府委員 おっしゃる通りでございます。大体課長の数をこの際減らすという方針にございまして、この際特許庁の機構としましては、その事務の性質上課長制度を審査長という制度に切りかえまして支障がないという判断で、こういうふうに変更をいたしました。

○愛田委員 今回の課長の定数の縮減方針に基いて通産省全体での課長の整理数及び特許庁としての整理数をお示し願いたい。

○岩武政府委員 通産省では、今回の課の整理の対象になりますのは、本省と外局であります特許庁及び中小企業庁であります。当時課の数が百二十九ございました。その二割といたしまして二十五減少したのであります。その中で特許を課を八つほど減らしてあります。その他は本省の方と、それから中小企業庁は差し引き増減ございません。

○愛田委員 石橋通産大臣御苦勞でございます。大臣がお出でになる機会に一つ伺いますが、この法案については、最近における発明及び実用新案の審査件数が非常にふえたので、しかも中には質のいいものもあつて、文明国らしい申請がどしどし出て大いに歓迎すべきだという発言があつたわけですね。われわれも特許庁の仕事の大いにふえるというところは、これは国民の科学愛好心の現われでもあるし、大いに敬意を表するわけなんです。通産大臣は政治力も党内において非常に高い地位にある。常に鳩山さんの跡目相続の話にも上つておる方でもありますので、あなたの御努力によつて、この通産行政は非常に高いウエートが置かれると思う。わけも特許業務というものが一層進むというものは、これは文明のバロメーターとしても十分われわれ了承できることなので、今回特許庁の内部組織の整備と定員増加という措置をとられたことに對しては、もちろん異議を持ちません。むしろまだその人員が少いということに対しては人員をふやすということを協力申し上げたいくらいでございます。ところがお役所の仕事というものは、とかく機械的になりがちであります。発明や実用新案の審査を申請されても、それに当る定員が少いという理由で、これがいままで放擲されて、国民の側から見たら、とくに決定をしていただけるだろうと思うものが、二年も三年もかかっておるといふ実情であつて、この点今回の改正を機として、徹底的に国民の側の期待にこたえてやらなければならぬと思うのですが、大臣としましてはこの発明及び実用新案の審査に

関して、あなた御自身は通産行政の中で、これは日本の文明度を示すものとしてきわめて重大なものであるという意味から、いかような見解を持っておられるか、また国際的に見て、諸外国の発明及び実用新案等の問題と関連して、日本の立場はどうあるべきかというような諸点について、御構想を拝聴申し上げたいと思つてます。

○石橋通産大臣 特許庁の出願件数が非常にふえておることは顕著な事実でございます。ただ過去においては、日本特許庁の仕事の件数は多いけれども、内容はどうもあまりおもしろくないというような批評もありましたが、最近においては内容もだいたいいいものがあつて参つたやうであります。その点に喜んでおります。なおお話のように、特許庁の仕事が非常に数が多いために、せつかく出願しても時間がかかるといふ苦情もしばしば耳にいたしますので、最近官庁としてはなるべく人員をふやさない、あるいは課も減らすという方針でございますが、通産省におきましては、特に特許庁だけ一つ人員をふやすというところで指令をいたしておりまして、實際またいろいろの繰り合せをしまして、省全体としては人間をふやさないけれども、特許庁だけは特に人間をふやすというふうな方針を、もうすでに一昨年以來とっております。實際人員もふえておりますから、だんだんお話のように、事務もはかどるようになるものと信じております。なお一つ今後も続けて特許庁の問題は特別に取り扱いたい、とかうに考えております。

○愛田委員 アメリカとの行政協定に伴う取りきめで、特許関係の制約があ

す。なお、今申しましたが、件数が一年間に特許、実用新案を通じて九万件と申しますれば、結局一日に新しい出願が三百件ずつどんどんくるという勘定であります。そして審査官の事務といえますものは、どうせ発明、すなわち特許、実用新案としてきますものは、すべて新しい少くとも出願者としては新しいアイディアのつもりでございいますから、新しいアイディアがどんどんくる。そしてまた技術の進歩向上につれまして、調査を要する文獻の範囲がますます広くなるというわけで、審

査官の労働としましては、いわゆる先願主義というのによりまして、逐次順序を踏んで審査をするわけでございませうけれども、いつも追いかけていられるような、いわゆる切迫感をもって仕事に追われておる。そして一方調査を要する文獻の開閉はますます大い。

そしてこれは断わる場合にも、あるいは認める場合にも、相当な理由を要するといふわけで、私どもとしましては、審査官の労働といひますか、非常に苦勞について十分な御理解をお願いしたいと考へるのであります。なおついででございますが、アメリカとの比較についてお話があつたのでありますけれども、アメリカでは最近——これは欧米各国を通じて、戦後今日まで、出願の件数に対しては特許庁の審査官の増員がこれと並行しないといふので、各国を通じて審査は非常に停滯しておるという状況であります。米國について申し上げますれば、最近審査官の数を五割増しまして、そして土曜日出勤をやるというような態勢によつて、これまでかかつていた審査期間を半分にする、半分にするにやつて一年半ないし二年になるのだ。

言いかえまして、従来は三年ないし四年かかつておつたというのが、米國の特許の審査の実際でありますので、われわれとしましては、なるべく審査の早いことをもちろん期しておりますけれども、外國と比べておそきに過ぎるということはないつもりであります。大体以上をもつて御了解を願ひたいと思ひます。

○大坪委員 いろいろ御説明がございましたが、私には昇解の辭のようにのみしか聞えない。審査官が非常に能率

を上げられておる、非常に御苦勞な

さつておることはわかりますが、私はそういうことを言つておるのではありません。アメリカの例をあなたは今お引きになったが、アメリカでは審査請求が多くて、それに対する審査が間に合わないから、昨年のときは五割も増員したといふことをお話しになつた。そういう手を打つてもらひたいといふことなんです。現在の審査官のみに労働をかけておる。しかもアメリカに比べて審査日数が必ずしも多くないといふようなことに要知としておられ

ては國民が非常に迷惑なんです。のみならずこれは産業の振興に非常に影響を及ぼすことなんです。それから、場合に

よつて——それこそ通産大臣は政治力を發揮されて、審査官の増員のごときは五割でも十割でも増すくらい

の決心、覚悟を持つて國民の需要に應ぜられる御措置をとつていただかなければならぬ。機構の改革も審査の能率をあげる上において役に立つことならば、いかうにおやりになつてもいいのであります。ただ機構いじりをやつただけでは國民の今日の需要と申しますか、それに対する熱望、さらに出願といふものに應じ得ないのです。一年間

もそれが中にはきわめて優秀なものもありましようし、わが國の産業の興隆は、こゝういふところを進めていくよりほかにはないだらうとさえ私は思ふのであります。それから、機構いじりもけつこうでありますし、また現在の審査官の諸君を奮勵、鞭撻されることもけつこうであります。こゝういふ現在の審査官のみに労働をかけるということではなしに、大臣初めあなた方が少し彼らの荷を軽くしながら、しかし國民の要望にこたへるようなふうになつていただき

たいと思ふのであります。これは希望であります。これだけ一つ申し上げて御善処をお願いいたします。

○薄田委員 それに関連しまして一つ大臣に承りたいと思ひます。戦争中にいろいろの發明がありまして、その發明といふものは町の發明者でありまして、特許局にお願ひして審査をお願いできる程度ではないのであります。それがいろいろの産業あるいは兵器などについて非常にいい發明がありまして、当時われわれもそんなことを相談いたしまして、東京都なり府県なりでそういう發明についてはいろいろ奨励金を出したつたりしていろいろ援助した結果、非常にいろいろの方面に効果があつたのであります。これは特許局の範圍ではないだらうと思ひますが、大臣のようないろいろの方面に頭の働く方が、そういう方面について一つこれから考えられて参りますと、思ひがけふうな点について將來考へていただきたいと思ふのですが、何かさういふような点についてお考えが参りますか。案外なものがありまして、当時東京都とかいろいろの府県などでわれわれが

経験したのであります。そういうふうな人には、当時のお金で數百円とか數千円とか援助いたしまして、それが非常な効果があつたといふようなことがあつたのであります。そういうふうな点についてお考えいただけますれば、大へんさういふような空気を助成して——今のさういふ状況では特許庁に行つてお願いすることは非常にむづかしいことなんです。何かさういふような点についてお考えでもございませうか。また將來何か、現在と將來のことについて伺ひたいと思ひます。

○石橋國務大臣 お話のように戦時中などにおいて地方などで、だいた地方だけの發明奨励展覧会などをやりまして相當な効果があつたやうであります。現在でも發明協会などはさういふ仕事をやる機関だと思ひますが、残念ながら実は正直申しますと、今までのところでは國家としてはさういふところにあまり金をつぎ込んでおりません。これは先ほどの特許庁の問題も同様であります——これももちろん金だけではいい。審査官にいたしましても人員だけふやしたらそれでいいわけではないので、やはり有能な人を養成しなければならぬので、急にふやそうとしても人を得るのに実は困難なやうであります。ですからさういふ点には政府はむろんであります。國全体でもつて發明奨励といふものには意を注ぐようにしなければならぬと考へておられます。今具体的にどういふふうにするかという考案を通過省として持つておるわけではありませうが、お話の点もありまして、十分その点に注意して善処いたしたいと思ひます。

○薄田委員 もう一つ、特許庁についてお願いがあります。私どもも再々自分の選挙区関係、友人から、さういふ問題について早く催促してくれといふことをよく言われるのであります。それで特許庁に参りますとなかなかむづかしいのであります。その人に会つたり、いろいろ相談したりすると、なかなか片がつかないのです。さういふ人が將來自由に特許庁に入れるやうに、何かさういふ人が来たときにその受け入れ態勢と申しますか、簡単に受付けの人がさういふ状態になつておるとか、こゝういふ状態になつておるといふことを親切に知らせてくれるやうな、受付とか相談所といふものがぜひ必要じゃないかと思ふのであります。私どもは行政整理をたくさんやつて、うんと整理した方がいいと思ひますが、必要な点については、今大坪さんも申された通りうんとふやしてもらいたいと思ふ。さういふ話でわずかの人がふえるのであります。將來町の人が相談に来て、簡単に状況がわかる、また状況によつてはさういふ人から手紙が来たときには、すぐ回答してもらへるというふうなものと大衆が入りやすいといふような施設をこしらへていただきたいと思ふ。こゝういふ点について何かお考えがございしたら、当局から伺ひたい。

○井上政府委員 實は従来特許庁は、総務部奨励課に發明相談所といふものがありまして、外部から見えます方には懇切にいろいろ申し上げ、あるいは必要なパンフレットを差し上げたり、あるいは審査の状況につきましてわかり得る範圍内では申し上げておるのであります。さういふ相談所があ

る

る

る

るということが、あるいは外部の方々にまだ周知徹底が十分でない面もあるかと思ひますので、そういう点につきましましては、一そうサービスの徹底を十分期して参りたいと思ひます。

○江崎委員 今の大臣は総理級の方です。それから、あまり特許庁のこまごました話を申し上げても始まりませんが、特許庁の長官に申し上げますが、これは今社会党の方からも、大坪さん、薄田さんからもお話が出ておるように、おとそ特許庁は役所の中でサービスの悪い尤たる役所です。まずあそこに行く和不愉快になってしまふ。仕方がない、こつちは特許を何とか許可してもらつてやろうというわけだから、まあまあというところで帰ってくるわけですが、いつ出しましたか、こうくる。相談所ですが、相談所の相談のやり方がまず悪い。いつ出しましたか、こうだと言ふこと、そんなものはどうしてまだ先のことですよというふうな調子で、けんもほろろです。これは思うに特許庁の長官——この方はそうじゃないかもしれないが、特許庁の長官になる人は、その次の自分の就職運動を考える人が長官になる傾向が強い。あなたは非常に鋭い、今までの傾向がそういうふうにある。そこでこの役所をどういうふうにか改善するかというところに中心がなくて、逆にまあよく勤め上げてどこかへ転出しよう。これはどうも事の性質上、また特に科学する日本といふような立場に立った場面においては非常にこれは残念でたまらぬと思うのです。そこで忙しいとおっしゃるならば、毎日三百件来るその処理の仕方を失礼ですが、教えてあげましよう。われわ

れだつて実に忙しい。代議士くらい忙しい者はいない。秘書は多い人で二人か三人、普通は一人で、委員会にも出る、陳情はわんざと来る、それからいろいろ書類はどんだんたくさん来る。これをどう処理するかというところ、やはりABCくらいに分ける。何でもない陳情もあるし、これは大へんた、これは何とか形をつけて結論を出してやらなければならぬというものもあるわけですが、特許庁にしたら三百出てくる中でほんとうに審査に値するもの——それは本人にしてみれば大へんな大発明のつもりかもしれないが、あなたの方の専門的な立場で見れば何でもなというものがずいぶんあると思う。それをただ全部これは何、これは何と分けておられる。これは私現実に調べてきた話なんです。だからそれを窓口精鋭主義で、窓口に行つてば熟練した審査官を配して、そしてまずこの大よりをして、しかる後にはほんとうに価値あるものはその方へ回す、あまり価値のないものはなるべく一週間か十日のうちに却下してやる。これがまたひいては初心者のな考案者に対する一つの奨励の道でもあるかと思ふ。いたずらに氣を挫かせるおいて、一年たつたら、実はだめだったというので一通の書類をつけて返ってくる。こういう非能率きわまるやり方が実際にあなたのところで行われていると思う。そこで今薄田さんのおっしゃったように、窓口精鋭主義で、専門家が一つ見てわかぬはずはない、およその見当というものはつくわけでありまうから、そこで荒よりをして審査をせられるようにする。どこの役所へ行つても、人員が

足りないからといって、これが一年過ぎたか、二年だか、二年半過ぎたかわからぬという事務はおよそ考えられなと思ひます。やはり事務である以上は、大体この程度のものならば、おおよそこの見当には結論が出るということを受付と同時に出すことが困難であるならば、受付から大体二週間、三週間以内には本人の手に元にはおよその審査結果が出るであらうくらいのこと、はがき一本でいくんだから、これくらいはサービスは心得られたらよろしい。そういうことも何もなく、ただ漫然と待つてゐる。これくらい不親切な役所はないと思ふ。三、四へん行くうちにすつかりこつちも根負けがしてしまつて、まああまりやかましく言わないで、秘書でもやつておけというところについてしまふのですが、長官たる者はよくお考え願ひたいと思ふのです。こういうふうな機構をだんだん整備せられるという御着想は長官は、なかなか一生懸命な証拠と思つて、われわれも大いに協力して、おそろくこれは満場一致でよく通るはずですが、ただそう簡単にうまいことを言つて、それで通せばいいんだということではなしに、われわれもこの法案が午前中に通過することに協力しますから、一つ一年という長過ぎるから、一カ月くらいは無理かもしれぬから、半年くらいいううちに、なるほど長官やるわいといううちに、何か感心させるような事態をはつきり出してもらいたいと思ふ。荒よりなどといったような、何か特別な御着想でもあれば承わりたいと思ひます。

○井上政府委員 特許行政につきまして、おしかりと同時に非常な激励の御質問でございますが、まことに恐縮でございますが、一言だけ申し上げておきたいと思ひますのは、特許の出願、実用新案につきましても同様でございますが、これは言うまでもなく農水産から日用品の改善、あらゆる技術の分野にわたつてございまして、審査第一部に分類審査室がございまして、いろいろの技術内容を持った出願を各担当官が自分の専門的分野について事務を分担しております。ですから、電気と申しまして、その中に縦電、横電とありまう。あるいは縦電と申しまして、綿と化繊というふうに分れたり、非常にこまかい事務の専門別に別れておりますので、その審査第一部の分類審査室を通して来ます書類を全部配分するわけでありまう。今御質問の中にございまして、たゞさん来るが、その中の審査に値するものと値しないものがあるのではないかと、重要なものと重要なでないものがある。その大ぶるいができないかという御質問であつたと思ひますが、これはとにかく出願者の方から申しますと、自分が新規な工業的発明をやつたという場合には、特許ないしは実用新案登録を受け権利があるわけでありまうから、これはどんなにまずい説明が書いてございまして、一々審査をすつとやりまうと、非常にいいアイデアがあるといふうちに、やっぱり克明に請求の内容を讀んでみないことには、大体の見当でもつて、これは通るとか通らないといふような軽率な判断は、特許出願、実用新案登録の場合にはできないのではないかと。これはわれわれとしては、各出願人の立場について考えまうと、一応全部の新しい件数につきまして、

おまけにこれはいわゆる先願主義でございますので、同じような内容の新規の出願が来ましても、きのうの分はきょうより先にむろん審査する。先刻相談所に来ると、いつかと、すぐ聞くというところをおっしゃいましたが、これは特許出願、実用新案等の出願の場合には、いつ出したかということが非常に決定的な、重要な点でありますので、そのいつであつたかということをお伺ひしまして、そして大体一カ月前とか二カ月前というのであれば、最近の審査の状況等から考えまうから、そう近い将来に審査に入ることには困難であらうというところは、その出願の期日をお伺ひして、その意味で出願期日をお伺ひするわけでございます。今申しましたような分類の方法については、そういうわけでは、特許出願といわれわれとしましては、特許出願という事柄の性質上、普通の陳情書と違ひまして、さつと目を通しまして、これは重要でないから蹴るというわけには参らないのでありまして、断わるにつつましまして、拒絶の理由を示さなければならぬというところが法律上要求されてゐるわけでございます。

なお今申しましたけれども、今後われわれはできるだけ迅速を期して参りまして、関係者の方々に御迷惑をなるべくかけないよう十分研究したいと思ひます。

○江崎委員 あなたのお話はよくわかりますが、それは聞いておると、はなはだきれいな話に聞こえますが、それはお互いの心構えの問題です。一つ一つ苦心の果てに出してきた新考案

に対して、親切にこれを審査するといふことは当りまえなことだ。当りまえなことですが、今のあなたのお話で、私は能率が上らぬことになるほどとわかった。それは熟練した人が見れば、克明に一から十まで読まなくても、およその見当はついて、そこでさうならぬといふことにしないで、荒よりしたものを、またあらためてこれはAクラス、これはBクラス、これはCクラスという形で審査にかけていくというこのことは、これは日常品の関係、これは機械の関係、これは何、そしてそれぞれ同じような能力のあるところへ下積みに入れてみる。だからこれは考えてみれば、砂の中から金を採るようなもので、この砂の中にもひよとすれば大へんな金があるかもしれないから、克明に一粒々えり分けるのだ、それは腹構えはそうです。心構えとしてはりっぱです。話としてはりっぱですが、やはり現実には、熟練した審査官を配して、およそのそこに見当をつける。そしてなおこれが粗末なものであっても、もう一度疎漏がないようにふるいにかけるといふ段階が必要だ。何でもかんでも、ほんとうのダイヤモンドでも、あるいはガラス玉でも、あるいはほんとうかもしれないからといって克明に見ておるといふことは、これは熟練せる、またいかにも洗練された事務の扱い方とは言われません。幾ら法律に規制されておつたて、そういうのをしやくし定木といふのです。ですからあなたのようなりっぱな、長い間役人経験を積まれた方が、そんな御説明をここでなすって

も、あまり感心しませんが、やっぱ私は事務能率をしかり上げていただくようにやってみようかと思ひます。これは大臣のいらっしゃるところで、いやな言い方を失礼ですが、もう一ぺんあなたは庁へ帰って、特許庁のやり方をよくお考えになっていただきたい。あれくらいサービスが悪くて、これからおれたち見てやるのだ、あんな格好は名匠の聴診器の前に坐つておいたしません。ですからよくよく考えた人が熱心に希望を持って来ておればおるだけ、あなたの今おっしゃった事務的な言葉が人情の上に表わして、よくこれに対して援するようにならなければならぬ。これは日當品の関係、これはまた機械を整備し、事務能率を上げるように訓練なさるといふことを力を入れてもらいたい。これは強く要求いたしておきますから、本氣になつて考えておいて下さい。また半年ばかり過ぎたときにここへ来てもらつて、その後のあり方を伺いますから、よろしく……。

て、発明の申請がどの程度なされてゐるか、これはあなたの方の御管轄でありますので、お伺い申し上げたいと思ひます。

○井上政府委員 兵器関係についての、われわれの方としましては、的確にその件数、現在の状況を調査してやつたことはまだないのであります。が、いろいろ防衛産業に關連しまして、逐次そういう出願件数が増加してくるであらうといふことは、十分想像がつくと思ひます。

○受田委員 現に兵器生産、防衛生産に關して、どういふようなものの申請がされてゐるか、あらましの点はわかりやないかと思ひますが、主として艦艇のエンジンあるいはその他の設備に關して、どういふようなものが多いかと思ひます。どういふようなところをお伺いしたいんですが。

○井上政府委員 防衛生産関係の技術と申しまして、もちろん非常に範圍が広いわけですが、汎用的な機械、一般的な機械で同時に防衛にも利用できる、これは非常に多いと思ひますけれども、特に兵器關係だけといふような申請は、あまりないのではないかとと思ひます。

の発明、特許が制約されるというのは、日本の科学の進歩にも阻害を來たすことになると思ひますので、けれども、日米間の話し合いといふものは何か秘密保持の立場からの特許に対する制約ですか、あるいは向うの発明をこちらが横取りしないようにという意味の制約ですか、その意図はどこにあるようですか。

○井上政府委員 今般の協定は秘密保持といふことでございます。

○受田委員 日本人自身の手によつてつづいた武器が作られるという形が正當な政府の考え方じやないかと思ひますが、兵器生産の終元締めである通産大臣にお答え願ひたいのであります。あなたは今回の国防會議構成法案においては、遺憾ながらその議員たることができない身分に立ち、必要があるならば議長の要請であなただけ出席される、しかし出席されてもただ意見を述べただけで、會議の議決に参與できない、重要な議題に対しての取りきめもできないという、いわゆる参考人としてそこへ出る程度の存在であらうと思ひます。これははなはだお氣の毒で、あなた御自身としても御不満があつたと思ひます。これは、この防衛生産といふものの考え方、その中における発明、特許の置かれてゐる地位、日本自身の力による兵器生産、さらに日本の兵器生産から進んで海外に兵器を輸出する、武器、弾薬をすでにだいたひ輸出する計画もあるやうでありますが、そういうところへ發展する政府の構想からいふならば、日本自身の日本人の手による発明、工夫、創作といふものが防衛生産に根本的に動く態勢がいいと思はれるかどうか、それに対するあなたの施策はどういうものであるかという点につきましても、構想をお漏らし願ひたいと思ひます。

か、それに対するあなたの施策はどういうものであるかという点につきましても、構想をお漏らし願ひたいと思ひます。

○石橋國務大臣 日本に防衛力がある限りはそれの使う武器についてもやはり独立性を持つてゐる必要があるとは考えます。しかし今のところでは、ことに最近の兵器といふものは非常に広い科学技術を利用してありますし、特に兵器は、これははつきり兵器だ、むろん特殊の兵器限りを使うといふようなものもあり得ますけれども、むしろ一般にもつと広い意味のものが多いのだからと思ひます。従つて科学技術、あるいは特許庁の關係におきましては、私どもとしては特に防衛生産のために云々といふことを今取り上げてはおりません。一般に科学技術の向上といふ点から考えておる次第であります。

○受田委員 今防衛生産に關係したので、關連して發展的な御質問を申し上げるのですが、シリヤその他の國々に武器、弾薬をお売りになるという計画が一時通産省であつたように思ひます。これらの中近東諸國に武器、弾薬のやうなものを売り出すほど日本の兵器生産に實力がついたといふふうにお考えかどうか。また今売り出すといふ計画を一時中止されたとも聞いておるのですが、日本自身の平和愛好の觀念を各國に植へ付けたためには、武器、弾薬のやうなものを諸外國にどんどん売り出すやうな、アメリカの援助協定に基いて、そうした兵器生産を、アジアの諸國における割當の分を日本で作らせてよと云へる、そういうことを引き受けることが是非かといふやうなことについても、大臣の御意

見を伺いたいのであります。

○石橋國務大臣 この間一時新聞か何かにききましたシリアへ何か輸出するといふような話がありましたが、これは通産省の計画でもありませんし、またわれわれ何もまだ連絡がございせん。ただ一部の砲弾が何か作っておるメーカーがアメリカの規格によつて作つておるものを賣りたいといふような希望があるのですか、そういう会社とアメリカの間に規格の問題についての打ち合せがあつたといふことは耳にしました。これは輸出したいといふことをわれわれのところへはまだ持ってきておりません。また私もとしてはこれは外交関係にも関係しますから、ただむやみにシリアへ何かを売る、ちやうどそういうものができるから売るといふような簡単な取扱いはしないつもりであります。また今後いろいろ世界の形勢も変わらなうから一がいに今きめるわけにもいきませんが、日本として、さつきも申しましたように、防衛力を持つ限りはやはり防衛生産といふものが必要だと思つておりますから、これはしなければならぬだらうと思ひますが、それによつてその防衛生産のものを特に日本の輸出品として海外へ大いに売るといふような構想もたたいま持つておりません。これはそう簡単には取り扱へないことであるから、これはそういうふうな考へておりません。実際にそういう事実が起つて、たとえばシリアの問題にしましても、そういう問題を持つてこれらの場合に十分検討しますが、現在のところはむやみに輸出などはさせないつもりであります。

○受田委員 非常に平和的な感覚を

持った大臣が国防会議に御出席できないといふことは非常に遺憾であつて、あなたのような人が国防会議の構成員になることを私も御期待申し上げます。

最後に一つ、特許庁長官にお伺いし、また政策的には大臣にお伺いして質問を終わりたいのでありますが、発明、実用新案とこのいふやうな問題を大いに奨励し、これに特許を与えられたるもの、あるいは新案の登録をされたるものに対しては、奨励金を大いに出して、あとに続くものをして、叱咤激励せしめるといふ、これは文化愛好、科学振興の上からもきわめて大事な国策であると思ふのです。これに対して政府の施策はどうなつてゐるか。各省にまたがるこれらの関連事項をあわせ御説明をお願いしたいと思います。

○石橋國務大臣 それは私から簡単にお答えいたしますが、むろんお話のように、発明奨励は大いにやらなければならぬし、先ほど申しましたように、今まで国としてそういう方面へ金のかけ方も足りないのです。これはもつと大いにやらなければならぬ、こう考へておりますから、そういうことは私の力のできる限り促進したいと思ひます。

○受田委員 現にある制度を具体的に

一つ……
○石橋國務大臣 現には、今通産省としては特に発明奨励といふことはうたつておりませんが、いろいろな意味で技術の振興、それから新しい製品の試作とかいふやうなものには相当の予算をもらつてやつております。これもむろん十分といへばなかなか教限りもありませんから、十分といふのはど

こまでいけば十分といふのかといふことはなかなか問題であります。今の予算としてはある程度のものをつぎ込んでやつております。

○受田委員 そのことで、たとえば学校の研究を大いに促進せしめるため、文部省の科学教育振興費とか、あるいは午後審査されるであろう農林省の振興局設置といふことも考へておるやうでありますが、そうした農村改良などの立場からの農家の農機具その他の器具の発明、工夫、こういうものに対しての奨励規定、そういうものがそれぞれ省であると思ふのであります。が、そういうものも、やはり特許の総元締めである通産大臣が、あらゆる角度から、各省にまたがるやうした科学振興に密着するであらう発明、あるいは実用新案といふものに対する奨励といふことを、一体的にお考へにならなければならぬと私は思ふのです。そういう点を今あわせてお尋ねしておるわけです。

○石橋國務大臣 これは一方においては統括してやるといふ必要もありま

す。地方においては、文部省は文部省、農林省は農林省として、それぞれ現場の關係がありますから、農林省の仕事は農林省でやるのが一番適當だと考へられます。今度は科学技術庁ができますから統轄の方は今までもより一層進むのじやないかと考へます。
○山本委員 ちよつと伺つておきたいのですが、今の発明奨励といふことはもちろん大賛成です。ただ特許権の侵害といふことで中小企業者を苦しめる場合があるのでちよつと伺つておきたいのですが、ある人が熱心に研究して発明した。それをブローカーのよう

な者が自分の名前にしてそれで特許をとつてある。つまり特許がなかなかとれないから自分がとつてやろうといふので、自分の名前の特許権をとつて、そうして今度はそれを材料にして、百貨店に行つて品物を見て、これは侵害だ、侵害だといつて百貨店をおどしておるといふやうな場合が——ここで具体的に名前は言いませんけれども、起つて、中小企業者が非常に困つておる。たとえばビニール製品、あれはかたく押えれば必ず切れるのです。簡単なものです。ビニールを押えて切るものは一般化してしまつてゐる。一般化してしまつておるのですけれども、それを材料にして百貨店をおどして金を取る。それで非常に困つておる。私は前の特許庁長官のときに、何とか通産省の方でも——発明は奨励せなければならぬけれども、本人が発明したのじやない、ある技術者が発明した。その発明した人自身といふのは、何もそういう世の中の業者を苦しめるつもりで発明したのではない。世の中の利益のために発明したので、非常にりっぱな人なんですけれども、自分の名前の特許をとつてやつたといふ人がはなはだ質がよくない。そうしてビニール製品を作つてゐる人が困つてゐる。そういう場合に通産省は中小企業者の利益のために、何か特許権を乱用する——乱用といふことが言えるかどうか、しませんが、発明者自身がそういうことを好まないにかかわらず、名目上の特許権者がそういうことをやつた場合に、これを何とか制する

方法はないものか、これはどうでしょう。ここまでは具体的な事例も御存じだと思ふ。ところがいよいよ最後

の裁判の結果は、この人間が勝つて、みんなさんさんやられてしまつた。つまり乱用の結果、実際の業者が困る。そういうケースはたくさんあるのじやないかと思ひますが、そういう場合はどういふやうに出られるか。

○井上委員 具体的な事件につきましては、いろいろ事情を調査した上でないと、場合々々によつてその判断の結果が變つてくるかと思ひますが、今おっしゃつたやうに、特許権としてある発明があつて、その発明に該当する製品がもうすでに市場にたくさん出ているといふやうなことで、これはい

わゆるその技術が公けに用いられてゐる、もうみなよく知つておるといふやうなものは、もちろん特許権にはならないわけでございますけれども、かりに特許権が与えられたのがあつて、権利が成立しました後に、そういうやうな問題が非常に広い範囲に起きたといふやうな場合にはなかなかむづかしいと思ひますが、その権利者と實際その技術を使つておる人間との間にいふゆる実施契約の關係でも作るやうに、關係者の方であつてその労をやつてみるというやうなことが實際いいのではないか、そういうやうに一応考へますが、権利の乱用といふ問題になりますと、そういう事実がはつきりしますればまた別の考へ方があるかと思ひますけれども、ケース、ケースにつきましてはわれの方でも十分事情をお伺いしまして善処したいと思ひます。
○山本委員 これはおそらくさういふ弊害もあるのだらうと思ひます。二十年か三十年前ですけれども、色をつけたガラスの輪、あれについてやはり同じやうなケースがあつた。そ

うガラスの穴などというものは中小企業でどこでもどこでも作っておく。それを片づけから見つけ次第差し押えていった。私はその弁護士の家を生をしていてそれを伺っておったのです。それが非常な発明ならばよいけれどもどこでもどこでも作っておくのだけれども、法律上からいってやはり権利があるらしい。あるらしいが、その権利でも一般の中小企業者がどこでもどこでも使っておくような場合には、たとえ権利があっても通産省として何かそこに入つて業者が困らぬような方法をとれるものか、とれぬものかという事となる。今のビニールの場合も、一枚のビニールで押えてすぐ切るというのが発明なんです。しかしそれは押えたら必ずビニールというものは切れるのです。それをのがれるため二枚で切るといふのを発明して対抗して出たけれども、それは負けてしまつて、業者としては、何とか悪いやつにさんざん痛めつけられておる、そういうふうなものを見つけた場合に、通産省は通産行政の方から、特許権の乱用——乱用というのには法律上乱用といえるかどうか知りませんが、事実上そういう簡単な特許があるならば、契約というふうなことでなく、どこでもどこでも実際に使っておくという場合には、何か中に入つて乱用を押えてもらわないと困る場合が実際にある。これを一つ頭に置いて、起るべき権利の乱用の場合に特許の立場でなしに、通産行政の立場から考へてほしいという希望だけ申し上げておきます。

○江崎委員 ちよつとお尋ねします、ドイツの特許を中心とする例のP Bレポートが、国会図書館はもちろんです。が、全国の図書館でもそのプリントが重用せられておるのですが、今の山本さんの話にも関連するのですが、日本の戦前の特許と戦後の特許との間の区別はどういうことになっておりますか。

○井上政府委員 日本人の権利の場合、別段区別はございません。

○江崎委員 するとP Bレポートは連合諸国がドイツの占領下において特許権を公開したわけですね。しかし日本の特許権というものは、アメリカはそれに付いてはどういうふうに対処したのですか。何ら制肘は加えなかったのですか。

○井上政府委員 私特許については詳しく存じませんが、たとえば商標につきましても日本人がアメリカで商標権を持つておられますし、いろいろなブランドがございます。そういう場合には敵産管理となっております。これを最近はまだだんだん情勢も変わりましたので、そういう敵産管理になっておる状態から関係業者の申請によつて返す。返す方法としましては有償または無償で返す、そういうような措置を講じておると思ひます。

○江崎委員 主としてその発明考案です、こういふものは、ドイツには全部公開を迫つて全世界にいわゆるP Bレポートの形で報告したわけですが、公開したわけですね。従つて日本も無条件降伏ということであれば、重要なというか、少くとも世界的にその価値の認められるものは何らかそこに占領政策の一環として手が打たれたんじゃないか、ひいてはそれが今言われたところの権利の問題とおのずと差し合う点があると思うのですが、そういうことはありませんか。そうすると日本の場合は完全にそのまま機密が保持されたり、権利が公然と国際的にも認められておるというわけですか。

○井上政府委員 占領行政として日本人が持つておつた権利について特別の処分はなかつたという点につきましても、戦争中、戦前にはいわゆる秘密特許というのがございました。これは昭和二十三年くらいまであったと思ひます。結局軍事上の機密に該当するような発明については秘密特許というのがございました。この秘密特許に該当する分につきましては占領軍によつて公開されました。私の今承知しておりますのは大体この程度です。

○江崎委員 それはどうですか、具体的に——今の秘密のもの公開されたことはわかります。そのほか権利についてはそれを公開して、自由にいわゆる戦勝国である連合諸国において、勝手に使つてよろしいというようになつておるんじゃないやありませんか。

○井上政府委員 これは日本人が日本で持つておきます権利でございまして、うか、日本人が外国において持つておる権利でございまして、うか。

○江崎委員 日本の場合、は、そういう事実はないと思ひます。

○井上政府委員 日本の場合について、委員長から特許庁長官に二つの点で質問をして結果をつけておきたいと思ひますが、各委員の熱心な御質問を拝聴しております、一つはサービスの問題について特許庁が特にサービスが悪い、国民に親しまれておらないという異口同音の御質疑がございました。それからもう一つは特許庁本来の仕事の能率が悪いというのか、特許の申請、実用新案の申請等々を行った場合に、一年も一年半もかからなければ手がつけれぬというところでよろしいのかという本来の仕事の面の御質疑と、こう二つの点で重要な発言があつたのですが、長官の御答弁を拝聴しておりますと、サービスの問題についてはいろいろ御弁解があつたようですけれども、さらにこうしてあつてサービスを上上げて、そして国民、ことに発明家というふうな態度がもつと親しまれる特許庁になつて、この発明という大きな科学的な日本の発展に資する人々に親しまれるような役所にするための特段なる対策というか、心がまえの問題ですから、そういう心がまえについてどういう考えを持つておられるのか。現在でよろしいというお考えでいろいろと弁解をなさるのか、この点について長官としてのはっきりした心がまえを伺つておきたいと思ひます。

それからもう一つは、本来の仕事の面でありまして、どんなに申請件数が多いからといって一年間も手をつけれないで放置してあつて、そうして代議士などが交渉に行つても、そんなものはいつかわからぬというふうなことであつてはならぬと私は思ふのです。それは予算がないからできないのだ、もつと能率を上げろというのなら予算をくれろ——予算がないからできないというのの捨てぜりふで何をか言わんやであります、そうでなくて、こうしてもらえればもつと早く発明に対する特許庁の態度の決定ができるのだが、

それにはこういう工合にしてもらえないのだという積極的な対策がなければならぬと思ふ。この二つの点について長官の心がまえを伺ひして、本案の質問を終りたいと思ひます。

○井上政府委員 特許庁の第三者に対しては、従来もいふゆる発明相談業務というのでやつて参りましたが、一そう人的、物的にこれに改善を加へまして、一般国民、出願者に対して懇切な、丁寧な、十分な指導あるいはサービスの徹底を期することができますように改善を加へて参りたいと思ひます。

それから第二点の特許庁の審査能率の問題につきましても、審査官の数的増加と並行しまして研修と申しますか、新人の教育は言うまでもなく、中堅人の再教育あるいは幹部の教育、そういう審査官としましての質的向上改善といふ事、そういう面、あるいはまた文獻の収集という点についても、文獻がなるべく広い範囲にたくさんそろつていますれば調査もそれだけ早いわけでございますので、そういう調査に要する文獻資料等の整理、あるいは事務の問題につきましてはカード・システムの採用というふうな、人的、物的両面の方からできる限りの改善を加へまして、一層審査の促進を期して参りたいと思ひます。

○山本委員 これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入りますが、別に通告もありませんのでこれを省略するに御異議ありませんか。

○山本委員 御異議なければさよう

決します。

これより採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○山本委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なければさよう決します。

暫時休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後二時四十一分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

その前に政府から新農山漁村建設総合対策について御説明を願います。

○大石(武)政府委員 御承知のように、今までの日本の農政というものは、割合に政府の方針が中心でありまして、それによって農村がいろいろな生産の方向に動いてきたというのが実態ではなからうかと思っております。たとえば食糧が足りないといいますが、急に食糧増産せよというような農林省の方針がきまる。そうするとどの山村でも、漁村でもみんなイモを作ったり麦を作ったり米を作ったりしてそういう方向に向う。あるいは蘭が非常によく

なつて生糸が輸出できるようになりますと、どこへ行っても桑を作る。それが

が数年たつて今度は輸出が非常に弱つて参りますと、桑はやめてしまえとい

うので、桑畑の桑をみんな抜いてイモ畑に変えてしまふというように、大体地方の各町村の自主性というものを無視して、中央からの方針による農村の経営という傾向が強かったと思うので

ございませう。こうして参りますと、どうして日本の農村の経済的な自立ということはなかなか簡単にできて参らないのでございませう。ことに御承知のよう

に、世界の農産物は非常に増産の方向に進んで参りまして、農産物の価格に對する影響というものがわが国に押し寄せて参り、日本の農村にも非常に影響を及ぼすような状態にあるわけ

でございます。従いまして、もちろん政府といたしましては、できる限り日本の農村が十分立てていけるように、農村の経済が少しでも向上するように

という意味におきまして、あらゆる手段を講じて、外国の農産物の価格に左右されない、影響されないようにという努力はいたしておりますけれども、

いつまでもこのような状態において農村を保護するということは、容易ならぬ問題でございます。従いまして私どもといたしましては、今後農村が外国の影響に負けないように、そして一日も早く明るい豊かな生活に向上すること

ができるようにという考えのもとに、何とかして農村が経済的に自立できるようなことを考えているわけ

でございます。それには結局は日本の農村の状態というものは、地勢的にもあるいは経済的にも非常に多岐にわたつておりますので、各町村の自主性

というものを認識して、各町村の立地的条件というものを十分に勘案いたし

まして、農村が十分に経済的な自立ができるような、いわゆる適地適産ということを目ざして参りまして、新しい農業政策をやつていきたいというのが最近の農林省の考え方でございます。この考え方が基調になりまして、ここに

新農山漁村建設という新しい政策が出て参つたわけでございます。結局はこ

こに書いてあります通りに、農山漁民の自主的な総意に基く適地適産を基調とした農山漁村の振興に關する計画の

樹立及び事業の実施を総合的に推進することにより、農林業経営の安定と農

山漁民の生活水準の向上をはかるということになつたわけでございます。こ

れが新農山漁村建設総合対策の方針でございます。まして、これを三十一年度より

実施いたしまして、大体五十年の間に日本の全農山漁村に及ぼしまして、そ

して経済的に自立できる新しい農山漁村を作り上げるということにこの目的があるわけでございます。これが大体

新農山漁村建設のわれわれの考え方でございます。

○愛田委員 せっかく御説明があつたので、まだ説明が足らぬところがあるのですが、それに対する予算措置あるいは具体的な計画等について、明日質問する前提としてお聞きしておきたい点がありますからお伺いしておきま

す。

○大石(武)政府委員 この予算とか、いろいろ計画の年次につきましては、大体五十年と区切つてその間に日本の全農山漁村にこの計画を実施したいと考えております。予算の大体の標準は、一農村に大体一千万円というものを考へておるわけでございます。そうしてその新農山漁村の単位は、大体農

家戸数千戸ぐらゐる標準とした一つの新しいブロックを考へております。こ

れは必ずしもいわゆる行政的な区画にとらわれないで、あるいは大きな町村の一区域であり得ることもあります

し、二カ町村にわたる一つの区域であり得ることもあるのであります。その

ように必ずしもいわゆる行政的な町村の区分にとらわれないで、大体農家千戸を中心にして、それを一つのブロックとしてそういう計画を進めて参りたいと考へておるわけでございます。

なお詳しい予算的なこと、その他に關しましては、ここに係りの藤原課長がおりますので答弁したいと思います。

○藤原課長 予算について御説明申し上げますが、新農山漁村建設に關しまして本年度新たに計上されましたのは、補助金で約十四億六千万円でございます。その中で十三億円が、ただいま御説明のありました農山漁村に直接参る事業費補助でございます。残り一億のものが計画の樹立その他調査費等の事務系統の費用でございます。その十四億六千万円と、それから別に農林漁業金融公庫の資金といたしまして新たに十五億円を追加いたしまして、この二つを合算して特別助成と称しておるわけでございます。これが一つの骨になりまして、そのほかに従来農林省でいろいろ助成をして参りました各種の施設と、ただいま申しました特別助成とが総合的に農山漁村において実施されるといふような仕組みになつておるわけでございます。

○床次委員 適地適産ということですが、これは結局現在の農産物の価格の安定と、どの程度に維持するか

ということに根本的な關係があると思

うのです。適地適産ということは、言葉は簡単であります。が、実際はなかなかむずかしいと思ふのですが、これはどういう考え方に立って指導されるのですか、この点について御説明を願

いたい。

○大石(武)政府委員 ただいま床次委員のおっしゃる通りに適地適産と申しますが、言葉は簡単でございますけれども、実際にこれを効果あらしめるといふことは非常にむずかしいと思ふのでございませう。私どもは適地適産という言葉を使つておりますけれども、結局このようになつていける。もちろん

今まで政府がいろいろ農村に保護的なことをいたしております。農林省の予算というものは、ほとんど補助であるとか融資であるとかいふものに尽きて

おるわけでございます。そういうわけでありまして、土地改良をするにも政府からいろいろ補助を出しております。土地改良にしろ、耕種改善にしろ、い

ろいろなことに政府から補助なり融資なりをいたしまして、その村なり地域なりの農業経営の改善、農家経済の安定ということにいろいろと努力が払われておるのでございませう。これらは今

いろいろ考へられておりますけれども、非常にしつくりといふところの助成なり、融資なりが渾然一体の一つの形で結びついていふ場合が割合に少ないのでございませう。ばらばらに土地改良は土地改良にしろ、ほかの耕種改善は耕種改善にしろといふふうな、非常にば

らばらになつて一体になつておるまいので、今度の特別総合助成を行いま

して、これらの問題がしつくりと結び

九

ついで、それが有機的に働きまして、十分に農業経営と申しますか、農家経営の向上に役立つようにしたい、そうすれば非常に増産にもなりましようし、外国の農業の圧迫にも対抗できるような増産もできましようし、ある程度価格は下りましてもこれに対抗できるような経営ができるであらうというような意味を考えておるわけでございます。

○床次委員 これは国際価格と内地産価格とのつり合いによって農家収入というものがきまるのだと思うのです、今の適地適作という考えでいけば、大体現状の価格というものを前提として、地方々々で適地適作ということを考えて一応計画を立てる。大体価格からいえば、あるいは国際価格にだんだん近づいてくるという立場を容認してお考えであるかどうか、伺います。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。仰せのように、現在においては現在の国内の農産物の価格ということを一応中心として考えておりますが、おっしゃる通りに、将来はどうしても国際価格に近づいていかなければなりませんし、いやでもおうでも近づいていかなければならないことでありましようから、それに対処できるような増産なり、あるいは多角経営の方式に向いていかなければならない、こう考えておるわけでありま。

○床次委員 なお、従来の農林省の補助の行き方につきましては、いろいろ種類別にならり種類が多かった。しかしこれが地方にいきますと、必ずしもその種類が適合しない場合が少くなかった。しかし今度の振興計画でい

ば、農林省のいわゆる助成方針という、個々の種類の助成にとらわれずに、その地方々々にふさわしいところの成功が行える、そういう弾力性が与えられるように思うのですが、この点はいかがですか。

○大石(武)政府委員 おっしゃる通りでございます。今までの個々の助成でございまして、それはさきも言いましたように、割合に個々にとらわれるという、ばらばらになっておりますので、それにとらわれないで、総合的かつ農村の特性を生かせるような方面に金を使いたいという広い意味の弾力性を持った助成でございまして。

○栗山委員 今御提出になつてい法律は、農林省設置法の一部を改正する法律施行に伴う定員及び予算というところですが、これは主としてたいてい配付になつております新農山漁村建設総合対策というもうろくに對する定員に關するものと解釈していいですか、ちよつと伺いたい。

○大石(武)政府委員 これは文書課長からお答えさせたいと思ひます。

○村田説明員 お手元に御配付申し上げております参考資料に、振興局関係といたしまして新農山漁村建設総合対策四名という新規定員の増加が計上されております。これは先般当委員会において行政機関職員定員に關する一部改正を御審議賜りました際にもあるいは議題になつたかと存じまして、すでに当委員会でも御承認いただいております事項でございまして、これは今度の新農山漁村対策を推進いたしますために、新規に定員増加になつた数字でございまして、この新農山漁村建設総合対策といたしましてはそ

れ以上の定員は新規にはございませう。この四名だけでございまして。なお予算といたしましては、この資料に二十四億という数字が計上になつておりますが、先ほど藤原総合開発課長から御説明した通りでございまして。

○栗山委員 そうすると、これから五年の間にあなたの御説明になつた範圍で總額どれくらいのお見込みですか。

○大石(武)政府委員 大体五カ年間で日本の全農山漁村にこれを実施する方針でございまして、その總額は事業費で五百億円と考へております。そのうち補助が二百億、あとの三百億は融資で参りたいと考へております。

○栗山委員 この内閣委員会に諮問されることは、要するに定員法に關する限りにおいては行へると思ふ。なるほど質問は廣範圍にわたつて私ども許されるものと思ひますけれども、諮問される政府當局としての範圍は定員に關するものですか。どういふお考へですか。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。定員のことに関しましては、先ほど文書課長からお答えいたしましたように、四人だけの定員であります。あとは内部機構の改正と申しますか、機構を變へることでございます。それが大きなものであります。

○栗山委員 私の伺ひたいことは、ただいま大石次官からの御説明によると、地方下部組織の農村単位に重点を置いて施行される事案のように伺ひましたが、そう考へてよろしうございませうか。

法の一部改正は、大体大きな問題が三つございまして。一つは農林水産技術會議の設置というので、あらゆる資金機關を統合して、有効適切にいたしたいというのが一つの考へでございまして。もう一つは今まで農業改良局というものがございまして、これを廃止いたしまして、新たに農業振興局というものを作りたいという考へでございまして。もう一つはいろいろな付属機關設置の問題でございまして。さつきは御説明申しました新農山漁村建設総合対策の問題は、この第二番目の振興局設置に關する仕事でございまして、この新農山漁村建設総合対策の仕事は振興局に担当せしめたいという考へのもとに、振興局としてきたのでございまして、それが一つの案でございまして。

○栗山委員 この構想は非常に新しい構想であつて、今日まで非常に重要視されておりました農山漁村に關する弊害やら、特徴やら、その本質にかんがみまして、時代に適應する農山漁村のあり方はかくあらねばならぬということにお気づきになつての御計画と察するものでありますけれども、まことにこれは考へ方によつては大きな問題であると思ふのであります。それは御説明にあつたように、今までは上から指示したところの方針によつて全国津々浦浦に一律に施行しようとした。そういうことがいゝんな面においてマイナスの避け得ないものが積み重なつてきておるといふことについてもこれは改良を加えなければならぬ。それからいろいろ新しい指導方法も講じなければならぬ。けれどもおっしゃるごとくに、地方の末端の農山漁村を中心として、それからさきにおっしゃつたと

ころのものを、逆に全国的に集中的な効果を現わそうといふことを考へた場合においては、これはもう一本の太木をさかきにして育成することを考へるような大きな欠陥であると思ふ。それであるからこれはもう大に大きなことにとりかかるとあるが、それに対して、これだけのことで一体さういふ大きな構想をなし遂げるだけの確信を持たれるのか。実を申しますとさういふ大胆な御計画をなさつておるものと私は考へる。そこで私どもの承わりたいことは、農村のあり方について、何といつても農村は一家の家族の生活を保障しなければならぬ。それは自分の手で生産するものによつてやらなければならぬ。さらに家畜を飼ふ必要があれば、その家畜を養うフイードといふものを生産しなければならぬ。さらに支出をまかなうためにいろいろの収入をはからなければならぬ。これは古い話であるけれども、現代においてもなおかつ、経済の様相がどんなに複雑に進行しましても、私はこれは變へ得ない一つの原則だと思ふ。そこであなた方のこの大事業を百八十度転換して、大きな国家的意義をもたらすだけに効をおさめようとするならば、今後において農村というものは大体自給自足でいくものであるか、あるいは日本の農村というものは自給自足というワケからはずして別に考へなければならぬものであるかといふことについての、今日までのあなた方の御経験を集約して、どういふ考へにあるかといふことを一つ伺つておきたい。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。全く仰せの通りでございまして。私、先ほどの御説明申し上げました

けれども、少し言葉が足りなかったと思うのでございます。しかし私どもはこの新農山漁村建設総合対策というものを今回おうと考えておりますけれども、これは先ほどちょっと申し上げましたように見方を少し変えたのでございまして、上からの見方でなくて町村から見た見方をした場合の行き方であると思つてございまして、もちろん今までの農林省がとつておりますいろいろな農業政策の方針というものはいつも変りがあるものではございせん。それは農林省が行いますいわゆる農政と、下からの農村を中心とするもの考え方と、この二つを合せた方が、より農村の経済的自立が早からうという考えのもとにこのようなことを考えたのでございます。最初、日本の農村というものが一体自立できるかという御質問のようでございますけれども、現在の状態では大多数の農家というものはおそらく手放しで自立できないものと考えております。そのためにわれわれも、御承知のように、いろいろと米価をきめましたり、あるいはいろいろな農産物の価格を政府できめましたり、あるいは増産を促すように、いろいろな補助金を引き上げたり融資をしたりして、できるだけ農家が自立できるようにすることに努力しておるわけでありまして、約八百何十億の現在の農林省の予算がございすけれども、それもほとんど大部分このような助成や何かの方面に使われるものでございまして、確かに仰せのように、日本の農家は今のところ手放しではとうてい自立できないものでございすので、できるだけ早い機会に自立できる方向に手を差し延べていき

い、こう考えておるわけでございます。

い状態なんです。そういうような国柄において、さあ損害だという何百億円の損害——農園において、果樹園において、蔬菜において、今梨の叫びをもつてこの救済を求めている。これはもう聞き捨てにはならないのです。ならぬというところはすなわちこれは好むと好まざるにかかわらず、日本の経済情勢というものは、近來価格本位に、希望をせぬとにかかわらず、そういうふうな流れに流れてきている。現実にはそういうことをしなければならぬところの一つのウィーク・ポイントがあると思つた。だからして、なるがままに果樹栽培を奨励する、なるがままに特殊な蔬菜を奨励する、適地適産だというけれども、この日本の災害の避け得ないことを考えましたときに、価格本位でいってよいかどうかということは根本的な問題です。そういうことに皆さんお歴々が今までの御経験の上から百八十度の転回をした農業政策を、大胆にやり得るだけの確信とテーマを持っておるかということをお聞きたい。私は何と云つても、日本は自給自給ということを中心にして考えるべきがほんとうではないかと思つた。そうしてオーバー・プロダクションを考へて、それがつまり農産物を必要とする他の地区に輸出をはかる、またそれに見比べての輸入をはかるというやうなことが、国家の大局から見たところの農林行政でなければならぬと私は思ふのです。私は老練ながら、この一言を呈して、価格政策にのみ片寄るところの農業政策というものは果して是か非かということについて、根本的に検討する必要があるのではないか。それがためには、あなた方の長年のデー

々による、経験による、研究によるその結論を、決して軽々しく取り扱つてはいかぬと思つた。農林大臣がときに勘のよさをもつて声明するとか、あるいは何か気がついたようなことをもつて、この重大なる日本の農業政策というものはいたずらに変更すべきものではない。いづれにしてもよほど慎重にする必要がある。これだけのことを申し上げまして、もう一ぺんまた機会がありましたら質問をいたしましょう。

○山本委員長 残余の質疑は後日に譲り、本日はこれにて散会いたします。
午後三時十二分散会

○山本委員長 私の今伺いたい根本問題は、日本は敗戦後約四割以上の面積を失つておる、その上に人口においてはおびただしい数が増しておる。この人間が一体日本の国内で自給自足ができるのか、これはもうできないことははっきりしているのです。外国からも米を買っているし、麦を買い粉を買つておる。そこで私の考えるところでは、日本の農村というものは、いかにわれわれがもがいたところで、置かれた運命の範囲を逸脱することができない、そういうような冷厳なる現実から考へて、自給自足ということはやはり農村としては基本的観念においてしかるべきと思つたのであつて、最近聞くがごとく、農林大臣河野君のごときは、価格政策を中心とした農産物の生産にときどき何か主張なり抱負なりを述べられておられるように思ふけれども、それはたして是非かということとは、現実の問題として私はこれは大いに考えなければならぬ問題と思ふわけです。河野さんという人はあつたやうな人柄であるから、思ひついたことを大胆に言うこともよいでしようけれども、しかしながら長年にわたる実績の上に積み重ねられた経験を持つところの農林省のお歴々としての結論は、なかなかそう簡単には私はいかぬと思ふ。何となれば昨今のごとく年々のごとくあるけれども、凍害、冷害、霜害、全国の天災を避け得ない日本において、帯のごとく亜熱帯から亜寒帯にわたつており、大陸に接近して太平洋をかくかえておるといふこの特殊の環境にある日本としては、年々の天災を避け得な

い状態なんです。そういうような国柄において、さあ損害だという何百億円の損害——農園において、果樹園において、蔬菜において、今梨の叫びをもつてこの救済を求めている。これはもう聞き捨てにはならないのです。ならぬというところはすなわちこれは好むと好まざるにかかわらず、日本の経済情勢というものは、近來価格本位に、希望をせぬとにかかわらず、そういうふうな流れに流れてきている。現実にはそういうことをしなければならぬところの一つのウィーク・ポイントがあると思つた。だからして、なるがままに果樹栽培を奨励する、なるがままに特殊な蔬菜を奨励する、適地適産だというけれども、この日本の災害の避け得ないことを考えましたときに、価格本位でいってよいかどうかということは根本的な問題です。そういうことに皆さんお歴々が今までの御経験の上から百八十度の転回をした農業政策を、大胆にやり得るだけの確信とテーマを持っておるかということをお聞きたい。私は何と云つても、日本は自給自給ということを中心にして考えるべきがほんとうではないかと思つた。そうしてオーバー・プロダクションを考へて、それがつまり農産物を必要とする他の地区に輸出をはかる、またそれに見比べての輸入をはかるというやうなことが、国家の大局から見たところの農林行政でなければならぬと私は思ふのです。私は老練ながら、この一言を呈して、価格政策にのみ片寄るところの農業政策というものは果して是か非かということについて、根本的に検討する必要があるのではないか。それがためには、あなた方の長年のデー

〔参照〕
通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

第一類第一号 内閣委員会議録第四十三号 昭和三十一年五月九日

一

昭和三十一年五月十二日印刷

昭和三十一年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局